

現行プランの進捗状況・統計データ・国の法改正等

○現行プランの進捗状況 (参考資料② 参照)

各種事業を着実に推進してきたことにより、新規・拡充事業の82%が、概ね計画どおりに実施。

👉目標数値に達しなかった事業、未実施となった事業等については、課題を整理し次期プランに位置づけます。
また、現行プランの期間中に新たに取り組んでいる事業、改善を要する事業等を整理し、反映させます。

○統計データの整理 (参考資料② 参照)

・少子化の進行 ・人口の将来推計 ・児童数の推移 ・合計特殊出生率の推移 ・核家族化の進行 ・女性の就業率の上昇 ・子育てに対する不安や負担 ・子育てのニーズ 等 👉これらの統計データから現状を分析し、次期プランへ活かします。

○次期プランの検討にあたり、下記の国の指針・法改正等 (①～④) の内容の把握 (参考資料③ 参照)

①子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

- ・幼児教育・保育の無償化の実施のための改正 ・新・放課後子ども総合プランの策定に伴う改正
- ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応 ・支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握
- ・子ども家庭総合支援拠点の整備 ・児童相談所の人員体制の強化、専門性の向上 ・一時保護所の体制の充実 等

②子供・若者育成支援推進大綱の改正

- ・困難を有する子ども・若者やその家族の支援 ・子ども・若者支援地域協議会の活動の充実
- ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等

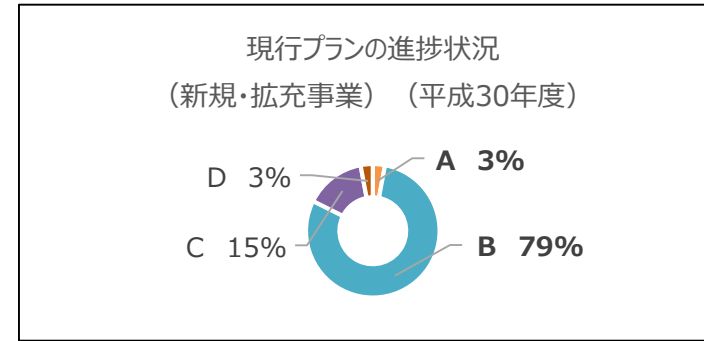
③母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の改正

- ・親の学び直しの支援等の就業支援策の実施 ・養育費の確保についての支援体制の整備促進 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度の積極的な情報提供 ・関係職員に対する研修の実施 等

④近年の児童福祉法等の改正

- ・平成28年児童福祉法の一部改正
- ・新しい社会的養育ビジョンの策定
- ・平成29年児童福祉法及び児童虐待防止等に関する法律の一部改正
- ・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定 ← 平成30年3月東京都目黒区の児童虐待事案
- ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン (新プラン) の決定
- ・「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の決定 > ← 平成31年1月千葉県野田市の児童虐待事案
- ・令和元年児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正

👉以上の改正内容を踏まえ、各種事業の拡充などを検討し、次期プランに位置づけます。



- A : 計画以上の成果があった (前倒し実施等)
- B : 概ね計画どおり実施した
- C : 計画どおり実施できなかった (遅れ等)
- D : 未実施 (休止・中止等)

子ども・子育て支援ニーズ調査・ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート調査 (参考資料② 参照)

○子ども・子育て支援ニーズ調査のアンケートのポイント

<保護者の就労状況>

前回調査 (平成25年10月、44.2%) と比較すると、保護者の就労率が11.6%上昇 (55.8%)

実施期間：平成30年12月12日 (水) ～平成31年1月18日 (金)
調査対象：小学校就学前児童、小学生
回収率 (小学校就学前児童)：56.94% (配布数9,250、回収5,267)
回収率 (小学生)：55.50% (配布数9,370、回収5,200)

<幼稚園・保育園等の利用希望>

保護者の就労状況にかかわらず、多様なニーズがみられる。

<希望する子育てに関する情報提供、相談・支援>

「地域子育て支援サービスの内容」が最も多く、次いで「幼稚園・保育園施設等への入園・入所等」、「子どもの心身の健康や発達」、「子育ての方法」となった。

<放課後の過ごし方>

前回調査と比較すると、低学年では「放課後児童クラブ (子どもルーム)」の利用希望割合が約11%増加。

○ひとり親家庭への支援を検討するためのアンケート調査のポイント

<生活の悩み>

子どもは小・中・高校生が多く、「経済的に苦しい」「子どもの教育のこと」「仕事と子育ての両立が難しい」という悩みが上位に挙がっている。

<保護者の就業状況>

保護者の就業状況としては、「正社員、正規職員」「パート、アルバイト」がともに3割を超えているが、健康状態が悪く働けない保護者もみられる。

<ひとり親家庭への支援策について>

小・中・高校生の子どもが多いため、「学習支援」、経済的には「住宅面での支援」が優先的に取り組むべき項目として挙がっている。

実施期間：令和元年8月1日 (木) ～令和元年8月30日 (金)
調査対象：市内に住む児童扶養手当の受給資格を持つ全世帯
回収率：46.30% (配布数6,892世帯、回収3,191枚)

策定方針

○計画の基本的な骨組みである『計画の位置づけ』、『計画の対象』、『基本理念』、『計画策定の視点』は変更せず、引き続きすべての子どもと子育て家庭等への支援を総合的に推進します。

○現行プランの進捗状況、国の動向、アンケート調査結果等を踏まえ、
施策体系の取組内容を一部変更した上で各種事業の拡充などを位置づけ、新たな課題に対応します。

次期プランの**施策体系 (案)** 及び**主な取組事業 (案)** については、**資料2-2** 参照

○計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、次期計画期間中に生じた新たな課題等については、必要に応じてプランの見直しを行い、対応します。